

総務常任委員会

(平成25年10月24日)

○ 毛利彰男委員長

おはようございます。

それでは、総務常任委員会をただいまより開催させていただきます。

藤井委員はご欠席、竹野副議長は若干おけると連絡をいただいています。

きょうは所管事務調査として入札制度について、それから協議会で四日市市アセットマネジメント基本方針（案）について、その他で、先日行われました議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見の取り扱い、それから、次回の議会報告会についてということで、午前中で終わりたいというふうに思っていますので、ご協力をよろしく願い申し上げます。

それでは、入札制度についての所管事務調査に入ります。

まず、両部長みえますのでご挨拶をお願いします。

○ 秦総務部長

皆さん、おはようございます。

総務常任委員会の所管事務調査ということで、昨年度に引き続き入札制度についてご協議いただくということでございます。入札制度につきましては昨年の所管事務調査でも種々ご指摘をいただきまして、内部で検討を十分させていただいた上で、この6月から一部の部分について制度の改正をさせていただいております。

内容につきましては、本年4月30日の所管事務調査でも報告はさせていただきましたが、本日はその改正内容を踏まえて、約4カ月運用させていただいておりますので、その経過も含めご報告をさせていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○ 倭財政経営部長

財政経営部長の倭でございます。よろしくお願いいたします。

財政経営部のほうでございますが、平成24年度決算審査のときにいろいろご意見をいただいたわけでございますけれども、一般競争入札による自動販売機の設置につきまして改めまして資料を調製させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございます。

じゃ、説明をいただけますか。

○ 森調達契約課長

調達契約課の森でございます。よろしくお願いたします。

資料のほう、少しわかりにくくて恐縮ですが、総務部の分として、表紙の一番下に総務部と書いてあるほうをごらんください。

1 ページになりますが、先ほど部長からも申しあげましたように、ことしの6月1日からの制度改正につきまして、去る4月30日の所管事務調査でも一部ご報告をさせていただいておりますので、重複する部分も多かろうと思いますが、改めましてご説明をさせていただきます。

まず、制度改正の一つ目ですが、(1)で総合評価方式の対象工事を拡大しました。昨年までは土木一式工事は5000万円以上、上下水道局の工事につきましては1億円以上、さらに建築一式・電気・管・機械器具設置工事につきましても1億円以上について総合評価方式でやっという形でやっておりましたが、ことしの改正によりまして、上下水道局の工事につきましては、これまでの1億円以上の全ての工事に加えまして、5000万円から1億円の間の工事につきましても抽出して案件を決めて総合評価方式を試行してやっという形で拡大を図りました。この結果、現状では予定しておるのが1件だけなんです、和無田地区の農業集落排水事業処理場下部土木工事、これを1億円以下ですが総合評価方式でやっという形で予定をしておるところでございます。

次に、(2)が最低制限価格の範囲の変更でございます。昨年までは予定価格の85%から60%の範囲という形で規定をしておりましたが、こちらを変更いたしまして、予定価格の90%から70%の範囲という形で範囲の引き上げを図りました。

次に、(3)なんです、最低制限価格、低入札調査基準価格の引き上げということで、同じようなイメージなんですけれども、これは計算式の引き上げになっておりまして、こういった最低制限価格、低入札調査基準価格は、その下にありますように直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、こういったものの合計額で計算するんですが、その中の一般管理費の算入率を0.3から0.55に引き上げております。

こちらについては、一般管理費の支出実績が官積費で55%未満の工事については、調査

したところ平均的に見て工事成績が低い工事が多いというところから、国の公契連モデルにおいて55%まで引き上げたところをごさいます、四日市市においても追随して引き上げたところをごさいます。

ページめくっていただきまして、(4)の市内業者発注の対象工事の拡大ということで、従前はJVを対象とする発注金額を2億円以上としておりましたが、これを3億円以上に引き上げました。つまり、3億円までの工事については、市内本店の業者を単体で対象に発注できるというところをごさいます。この結果、対象工事は1件をごさいますが、2億円から3億円の間ということで、茂福汚水1号幹線管渠布設工事、これも下水の工事ですけれども、2億3000万円余りの工事を市内本店業者に発注をしたところをごさいます。

次に、(5)の総合評価方式における評価項目の主な見直しというところをごさいます。ご承知のように、総合評価方式は入札価格による価格評価点とともに施工実績や技術提案による技術評価点で競争するものなのですが、その中で、まず、技術評価点の内訳となる施工実績と技術力の配点バランスを変更することで、それぞれの案件に応じた技術とノウハウに期待し、工事の品質確保の向上に努めることとしました。また、地元業者の下請受注の促進を図るために地元業者施工率達成の場合の配点を拡大しました。

具体的には下の市内業者対象の評価項目を――これは技術評価点だけの評価項目ですが――表にあらわしておりますけれども、まず、先ほど説明した配点バランスに対応する部分として、表の4段目にあります企業要件の工事成績、従前は4点だったところを2点に減額しています。また、真ん中少し下の技術者要件の工事成績、こちらも5点であったところを3点に減額しました。そのかわりに一方で、下段のほうの技術力というのが、従前は10点だったところを13点にしまして技術力のバランスを重くしたところをごさいます。また、いわゆる地元業者の下請受注率の拡大というところに対応しまして、ちょうど真ん中あたりに地元施工率というのがあるかと思いますが、この地元施工率を1点から2点にふやしたというところをごさいます。

3ページには市外業者も対象に含む場合の評価項目を表示させていただいております。基本的には左のページと同じなのですが、一番上の段、本店が市内にあるだけで1点が加点されるというところが違いとしてあるところをごさいます。

最後に、(6)として、これは入札制度ではなく設計の関係にはなるんですが、新労務単価の適用及び特例措置を講じてまいりました。下の表に平成25年度の公共工事設計労務単価を表示してごさいますけれども、昨年度より平均13%から17%の伸びがあったという

ことで、本市としても速やかに設計に反映したところでございます。さらに特例措置として、旧労務単価を適用して予定価格を積算したものについて、平成25年4月1日以降に入札契約締結を行った工事につきましても、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができるようにしたということで、54件の変更契約を行ったところでございます。

4 ページは、この入札制度の見直しを踏まえて、その検証も兼ねてということで、平成25年度の上半期、4月から9月の入札契約状況を表示しております。

まず、(1)の工事・測量設計入札結果というところで、一番上段の建設工事につきましては、これまでに200件の発注がございまして、予定価格は50億9300万円余のところ落札額は43億9300万円余となっており、落札率は86%になっています。前年と比べますと2.5ポイント落札率が上がっているところでございます。一方、くじによる落札となっておる抽せん率は84.5%ということで4.1ポイント下がっておるところでございます。

また、測量設計業務については、発注件数53件で予定価格は4億200万円余、落札価格は3億2100万円余ということで、落札率は80.7%と昨年と比較すると0.8ポイントの増となります。また、抽せん率としましては67.9%ということで昨年比11.9ポイント下がっておるところでございます。

また、下の表につきましては上の表の内訳ですが、市内、市外の受注割合の視点で見たとところでございまして、建設工事200件の発注のうち189件、率にして94.5%が市内業者さんで受注していただいております。一方、測量設計業務につきましては、53件の発注のうち市内業者さんで29件、率にして54.7%となっております。

5 ページは随意契約結果をあらわしております。建設工事で34件、測量設計で12件が随意契約での発注となっておるところでございます。

その下に(3)工事委託(単価契約等)とありますが、具体的には道路修繕とか交通安全施設修繕、こういった小規模なものを随時発注していくものは単価契約で契約しております。こちらが58件ございました。

また、(4)の工事委託、こちらは工事設計はやっておりますが、発注として委託ということで、除草であったり街路樹管理になりますが、こちらが59件の発注となっております。

さらにページをめくっていただきますと、同じく上半期の入札結果なんです。土木、建築、舗装等の主な工種につきまして、金額の多寡別、つまりランク別に本庁と上下水道

局の分も合わせまして表示をさせていただいております。

まず、(1)の土木一式工事につきましては、102件の発注に対し落札率が84.9%、前年比で2.3ポイントの増となります。また、抽せん率が98%、こちらも前年比3.5ポイントの増ということです。それぞれランク間での特徴、変化は見られませんが、落札率は前年よりも総じて上がっており、抽せん率も極めて高いところが見てとれるところでございます。

(2)の建築一式工事につきましては、12件の発注がございまして、落札率が88.8%、抽せん率が16.7%となっています。こちらもそれぞれのランク別では大きな特徴はありませんが、ランク、金額が下がるほど落札率は少しずつ高くなっているということが見てとれます。また、大きな特徴としまして、昨年まで最低制限価格の上限が85%であった。これ、冒頭に最低制限価格の範囲の底上げというのを申し上げましたが、85%を90%にした。この影響を一番受けている建築工事一式が、上限が上がったことにより最低制限価格の類推が難しくなったということで抽せんが明らかに減少してきたところでございます。

また、7ページの(3)の舗装工事につきましては、22件の発注で落札率85.7%、90.9%の抽せん率となっておりますが、こちらもランク間で大きな特徴はございませんが、舗装工事につきましては、建築一式工事と逆に、ランク、金額が下がるほどに落札率も下がっているのが見てとれます。

また、(4)から(6)にかけては、測量以下委託業務3業務につきまして表示しておりますが、特に大きな特徴、変化はないところでございます。測量は全て抽せんとなっておりますが、建築コンサルタントについては抽せん率が低いことが見てとれます。

最後に8ページになります。総合評価方式の評価項目を見直してきたところでございますので、平成25年度に行いました総合評価方式の入札結果を羅列させていただいております。少し見にくくて恐縮なんですけど、一番左は縦に入札参加業者名が並んでおります。また、次が価格評価点となっておりますが、これは入札価格から所定の算出式で求める価格評価点ということで70点が満点となっております。その次に、技術評価点とありますが、こちらが一番右から二つあります企業要件等と技術力の合計点が技術評価点となるところでございまして、こちらは30点が満点となっております。

こういった形で見えていくんですが、なかなかこの入札結果から顕著な事例検証にはならないところなんですけれども、例えば2段目の平成25年7月25日入札の茂福污水1号幹線管渠布設工事につきまして見てみますと、右から四つ目の企業要件等で第4順位の業者さんが技術力において第1順位となって、結果、技術評価点において第1順位となったと。

こういったところから、ことしの見直しによりまして、企業要件において施工実績と技術力のバランスを変更した影響が見えるかというところでは、この工事に対する業者さんの意欲、努力が実を結び、技術力で1位をとったことによって落札につながったという形になっております。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

続けて、財政経営部の自動販売機の関係についてご説明いただきます。

○ 平田管財課長

おはようございます、管財課長です。よろしく申し上げます。

もう一冊の財政経営部と表記されておる資料でございます。一般競争入札による自動販売機の設置の現状について、概要を一通り説明させていただきます。

まず1番として、自動販売機の設置事業者を一般競争入札で制定することとした背景と目的ということでございます。これにつきましては、地方自治法の改正により行政財産の貸付範囲や対象が拡大されたことによって、こういった自動販売機の入札が多く自治体で実施されてきておるという現状がありまして、本市においても資産の有効活用による新たな財源確保の目的といたしまして、今回実施させていただいたところでございます。

2番でございます。地方自治体が契約の相手方を結ぶ場合の原則というのをまとめてございます。基本的には地方自治法に基づいてということになります。

1点目は、基本的には原則一般競争入札で行うということです。

2点目は、予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格をもって申し込みをした者を相手方とすると。つまり、今回の自動販売機については収入でございますので、最高の価格をもって申し込んだ者を相手方とするということになります。

3点目は、この入札について制限価格、この場合は収入でございますので最高制限価格を設けることができるのかということでございますが、これは地方自治法第234条第3項において支出の契約についてはそういう例外的なことも可能というようにされておりますけれども、今回は収入でありますので、これには該当しないので設けることはできないというふうに解釈されるのかなというところでございます。

3番でございます。四日市市におけるこの自動販売機設置事業者の選定に関する規定で

ございます。基本的には要綱に取りまとめてありますけれども、ポイントをまとめさせていただきます。

まず1点目は、原則として一般競争入札で選定するというところでございます。

2点目は、いわゆる予定価格である最低貸付料については、現状の本市の使用料及び加金の徴収に関する条例の規定で算定した額とするというところでございます。

3点目は、適用除外について、例えば福祉団体が設置している自動販売機についてはこの入札の対象外とするというようなことでございます。この適用除外についての状況についてわかるようにということで、5、6ページに一覧表をつけさせていただきました。

いわゆる一般競争入札以外で設置している自動販売機の状況でございます。全部で112台ということでございますが、福祉団体につきましては一番右側の列に福祉団体関係ということで記載させていただいておりますけれども、今、112台のうち62台ほどは福祉団体が設置しておるといような状況でございます。ほかには指定管理者が置いておるといようなものもあります。

6ページが一番下段に集計がございます。今回一般競争入札で設置させていただいた台数というのは25台でございます。それ以外にこの112台が一般競争入札以外で設置されておるとい状況です。今回、この一覧表を精査する中で、申しわけなかったのですが、最後の59番目、少年自然の家の食堂の中に自動販売機が1個設置されておるんですけども、食堂の業者が食堂の中に設置しているというのがわかってきました。これについては手続をまだ踏んでいないということでちょっと空欄になってございます。

次に7ページをごらんください。これまで4回入札を実施して合計で25台の落札ということですが、その一覧表です。その表の真ん中ほどに予定価格というのが書いてございます。これで入札に出させていただいたと。その横の落札価格が実際に契約した金額です。この金額については、5年間の契約でございますので、5年間の総額の金額ということになります。その右側の倍率というのは、予定価格に対して契約額の比率がどれぐらいであったかということでございます。例えば一番上の中消防署2階食堂については、4台、5年間で31万3250円の予定価格で出したところ、5年間で288万5859円で契約をさせていただきました。倍率は9倍ちょっとといような状況になっております。

最後に、この25台における販売実績を取りまとめさせていただいたのが8ページの一覧表です。最初に入札を実施したものは、昨年9月に実施しております。この部分につきましては、昨年10月からこの9月まででちょうど1年間の売り上げ等の実績が出てまい

っております。下三つにつきましてはことしの4月からですので、ちょっとまだ1年間の実績が出ておりません。もう一台は最近やった分ですので実績が出ていないという状況でございます。

この表の一番右側の部分の累計のところの上段が売り上げ本数、下段が販売額の実績ということでございます。左から5列目の上段が5年間の契約金額、賃料ということでございます。その下段につきましては、5年間でございますので、上段の金額を5で割って1年間幾らかというような表記をさせていただいております。例えば一番上の列、中消防署2階食堂ですと、4台が5年間で288万5859円です。5年間ですので1年間当たり57万7172円の賃料ということになっておりまして、一番右側の累計のところを見ますと、ちょうど1年間の実績になりますが、売り上げ本数が1万6590本、売上額にしまして288万1060円ということになります。ですから、1年間の賃料57万7172円に対して売上額が288万1060円になっているというような状況でございます。その差額が170万円ぐらいになりますので、あと、経費がどれだけかかるのかわからないですけど、経費を引いた残りが実際の利益ということになるのかなというふうに思っております。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

○ 森調達契約課長

一部、説明漏れがございましたので、もう一点だけ説明をさせていただきます。

総務部の資料の2ページでございます。2ページの下段に総合評価方式の評価項目の基準が掲載してございますが、その下のほうに技術力という欄がございまして、これの一番右端を見ていただきますと、5点の項目が4項目、それから3点の項目が1項目という形になっておりますが、そのすぐ左を見ていただくと合計が13点ということで矛盾するところなんです。実際に発注する場合につきましては、この4項目から2項目を選択いたしまして業者さんに提案を求めていくということですので、ここの部分で5点掛ける2の10点、そしてヒアリングの3点という形で13点となるところでございます。少し誤解を生むような表になっておりまして申しわけございませんが、よろしくお願いたします。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

総務部から入札制度の見直し、財政経営部から自動販売機の販売の実態、入札の実態、このあたりをご説明いただきました。委員の皆さん方からご質疑を受けたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 荒木美幸委員

自動販売機の設置の件について少しお聞きをしたいのですが、法律が変わって新たな財政確保ということで、全国的にもこういうことを推進してきたということで、前回の決算の中でも8割の地方自治体がこれを実施しているという説明があったかと思います。もちろんメリットはすごく多いと思うのですが、今回、デメリットが取り上げられたわけですが、こういったことを推進していく上で、他の市町においてデメリットとして上がっているような事例や状況などは把握をしていらっしゃるかどうか。もしそれがあれば、どんなデメリット、問題点が他の自治体で上がっているのかということをお聞きしたいと思います。

○ 平田管財課長

一般競争入札を入れている自治体の状況がどうなのか、デメリットがあるかというご質問ですが、申しわけないんですが、具体的にそれぞれ調査をしていないので、今のところ把握はしてございません。

○ 荒木美幸委員

今後そういったことを聞き取りとかで確認することはできるのでしょうか。

○ 平田管財課長

その辺、少し聞いてみるというのは可能だと思います。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。メリットがあるからこそ実施をしているんだと思いますが、今回問題になったことを契機に、やはり具体的にどのようなマイナス面があるのかというこ

ともしっかりと把握をした上で推進していくということがより効果的であると思いますので、その辺の意識も持っていただきたいなと思って質問させていただきました。

○ 平田管財課長

入札を実施している自治体に状況の確認はさせていただきます。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 森 康哲委員

財政経営部の資料の8ページの一番下なんですけれども、市庁舎の3階の廊下に置いてある自動販売機は年間228万600円の賃料になるということですね。そうすると、12で割ると一月で19万円の賃料になるわけですね。それは間違いないですね。そうすると、19万円の賃料を払いながら、売り上げが、これを見ると4月やと5万9280円、一番多い月でも14万680円ですよ。これ、どう見ても赤字ですよ。これだけ見ても商売になっていない状態を行政としてどう見ているのか、感想を聞かせていただきたいんですけれども。

○ 平田管財課長

一番下段の本庁舎3階の自販機については、契約額と売り上げに相当大きい差があるということです。基本的には、私どもは一般競争入札ということで、業者様に見込み等をはじめいただいて入札に参加していただいておりますということで、それで、結果についてどうこうということはなかなか言いづらいところがあるんですけれども、現状は業者様としては相当厳しい、この1台については厳しいのかなという感想です。

○ 森 康哲委員

そういうことを聞いているんじゃないかと、行政としてこの数字をどう感じているんですか。明らかに業者が商売になっていないのはわかりますよね。無理させているわけですね。幾ら入札額に上限の制限がかけられないということが法律的に決まっているにしても、こういう状態を生み出すこと自体が、入札に合っているのかどうか、入札にするべき案件なのかどうかと問われると思うんです。その辺の考え方を聞いているんですが、いかがでし

ようか。

○ 平田管財課長

この1台については確かにマイナスの結果が出ているということですが、全体で見れば、24台の一覧表が出ておりますけれども、逆の結果が出ているところがございますので、この辺は入札に参加するときに実績がなかなか見づらいということがあったということからの結果だと思います。この1台をもって我々がどう改善するかということではないとは思っております。

○ 森 康哲委員

ただ1台だけといえども、これだけかけ離れているわけですよ。利益じゃないんですよ。売り上げ額の100%が利益だとしても赤字が出るんですよ。そんなことあり得ないじゃないですか。缶ジュース1本売っての利益率はせいぜい3割程度だと思うんですけども。常識的に考えてね。じゃ、利益率が3割と仮定して、業者さんが利益がとれていると見られるところはどこですか、教えてください。

○ 平田管財課長

申しわけございません。そういう積算をしてございませんので、すぐに回答できません。

○ 森 康哲委員

じゃ、臆測で答えられたわけですね。データをもとに答弁されたということではないですね。1台だけを取り上げてと、先ほど答弁されましたけれども、全体を見て、どれだけの割合の自販機が利益が出ていて、どれだけの割合の自販機が利益が出ていないというのは把握されていないということではよろしいでしょうか。

○ 平田管財課長

申しわけございません。先ほどの答弁につきましては、私どもは利益率等については承知しておりませんので、単純に契約金額と売り上げ実績額との比較での答弁でございました。失礼しました。

○ 森 康哲委員

これだけではないんですよね。僕は市としての方向性を聞いているので、1台だけを取り上げて言ったわけじゃなくて、全体として入札にそぐうのかそぐわないのか、その辺の考え方を聞いているので、部長、ちょっと答えていただけますか。

○ 倭財政経営部長

確かに森委員さんご指摘のとおり、売り上げよりも貸付料のほうが高いということで、いわゆる赤字というところが見てとれるというところがございます。そういう面で、ほかのものも一つ一つ、それが利益につながっているかどうかというところについて、現状は把握してございません。

委員さんが言われておるのは、いわゆる道義的にどうだというふうなところになってくるかと思います。これについては、これまでも説明させていただいてございますが、売り上げ実績のない中で、これまでの目的外使用許可に基づく使用料を基準に予定価格を立てる中で入札をさせていただいたというところがございます。ただ、こういう状況を見る中で、本市の一般競争入札という中でこれをどう捉えるかというところは、当然、この全て、一定のルールのもとに入札という手続をさせていただいてございますので、すぐにこれがどういう形でというところまでお答えすることはできませんけれども、道義的な面を含めてこれをどうしていくかというところは、こちらとしても整理はしていく必要があるというふうに考えてございます。

○ 森 康哲委員

ぜひ売り上げ実績を把握していただいて、ここはもう無理だろうと判断したところはやっぱり除いていく必要があると思うし、余りにも過当競争な入札を行政としてあおるような形はやめていただきたいと思うんです。この業者さん、下三つの業者さんを見ても大手じゃないですか。破格な値段で応札された業者さんというのは大手業者だと思うんですけども、少なくとも地元の中小的業者さんが参加して落とせるぐらいの額になるような制度設計についても考えていかないかなのかなと思うんですよ。行政が青天井で商売してもええというのは、僕はちょっと考え方おかしいと思うので。

課長どうですか、その辺。

○ 平田管財課長

その点につきましては、さきの8月定例会議でも答弁させていただいておりますように、1年間の実績とかが出てきますし、先ほど荒木委員さんからもありましたように、いろんな市町村の状況も確認しながら適切な制度にしていきたいと思っております。

○ 森 康哲委員

他の市町でも、余りにも高額な金額になってしまい、落とした業者さんが、結局やり切れなくて途中で放棄しちゃったという例もあると思うんです。名古屋市さんや亀山市さんなんかでそういう例があると思うんですけれども、その辺は把握されているでしょうか。

○ 中山管財課長補佐

森委員さんがおっしゃった亀山市さんの例、あるいは名古屋市さんの例は私も承知はしております。ただ、今回25台の自動販売機を入札で置いていただいておりますけれども、現状置いていただいている事業者さんからは非常に苦しいので契約を切りたいとか、そういったお話は現状では伺っておりません。

それから、8ページのA3の横長の表でございますけれども、左側から二つ目の欄に設置施設及び場所という欄をつくってございます。こちらの施設名の後ろに小さいアスタリスクで表示してございますけれども、こちらについては、この入札でもって初めて自動販売機を設置した施設ということで、販売実績が非常に読みづらいと。それ以外のところについては今まで他の業者さんが置いておられた自動販売機を入れかえるというところで入札を実施したわけですが、こちらについてはそれぞれの販売実績というものをお示しして、それぞれが入札に参加いただく事業者さんに見積もっていただく中で入札に参加をしていただいております。

アスタリスクを打ったところについては全く今までないところに置いているものですか、売上実績等は当然ございません。施設における職員の数であるとか、そういったなるべく客観的に施設についてご理解いただけるような数字は極力私のほうもお示しをさせていただく中で、事業者さんのほうでこれぐらい売れるのではないかとという予測のもとに入札に応じていただいたというところで、結果的には特に下の3件については非常に売上実績が予想を下回ったということはございますけれども、この契約については5年間でございます、5年間この契約を継続していただくということが原則でございます。5年たっ

た後に、5年間の実績というものができるわけですがけれども、その次、もしこれを入札でもってまた更新をする際には、売上実績等を見ながら、もう少し落ち着いた数字の応札になるのではないかというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

それならもう少し突っ込んで聞きますけれども、一番上の中消防署、これはアスタリスクがついていない、既存のところですね。それでも228万円の売り上げに対して、年間57万円、場所、賃料がかかっておると。これ、賃料の中には電気代って入っていますか。

○ 中山管財課長補佐

電気代は入っておりません。別途請求をさせていただいています。

○ 森 康哲委員

そうすると、この一番上のやつは4台で一括での金額だと思うんですけども、それぞれに電気代がかかっているということですね。1台当たり3000円、4000円、5000円、その自販機の大きさによってはもっとかかる自販機もあろうかと思うんですけども、それを支払いながら運営しておると。これを見ても利益出ていないのがわかりますよね。3割ですよ、これ、ちょうど。既存のところできえこんな状態ですよ。

○ 中山管財課長補佐

売り上げの中のどの程度の率が純利益なのかというのは、私どもは事業者ではございませんので、細かいところまで承知するところではございませんけれども、今、委員がおっしゃられたように、売り上げのおおむね3割が利益というところになるのであれば、この一番上の中消防署の2階の食堂については70万円弱がその利益に相当するのかなと。貸付料が57万円ですので、利益のほうが若干上回る中で、先ほどおっしゃられた電気代を相殺すると本当に利益が出ているのか、ひょっとすると赤字なのではないかというところはあると思います。

こちらについては、パシフィックエースさんが落札をされたわけですが、入札を実施する以前もパシフィックエースさんが置いておられたというふうに記憶しているんですけども、自分たちが今まで設置してきた場所について、やはり他社さんに渡したくないとか、

そういった企業さんの思惑というものも働いているのかなと、これは想像でございますけれども、そんなような感想を持っております。

○ 森 康哲委員

利益にも粗利と純利益、経費を引いた本当の利益というのがありますよね。僕が言っている3割というのは粗利で、売り上げに対しての単純な利益のことを言っているんですけど、通常、自販機を置けば自販機代がかかるんですね。自販機は1台当たり70万円はしますわ。あと、従業員の経費、トラックや燃料代やそういうのを引いた残りの利益はどれぐらいあるかというのは、想像すればわかるじゃないですか。総額の売り上げが228万円ですよ。これだけ賃料を払っていて利益出ているというのは、普通感覚では読み取ることできないと思うんですけども、感覚のずれがあるんじゃないですか。どうですか。

○ 平田管財課長

先ほど来答弁させていただいていますように、実際の自販機の運営の中での利益については、我々にはなかなかわからない部分がありますので、今後、いろいろ勉強させていただきたいと思います。

○ 森 康哲委員

入札の際でもいいんですけども、ぜひいろんな業者さんから聞き取りをしていただいて、大体の金額でいいので感覚だけつかんでおいてほしいですよ。これ、全部が利益じゃないんですよ。通常の商品、例えば缶ジュース1本に対する利益がどれぐらいなのか感覚的につかんでおく必要があると思うんですよ。

ほかの入札でもそうですよね。建物を建てるにしても、原材料費、人件費等を全部積み上げて計算して予定価格をはじき出しますやん。それと同じように、ある程度の感覚的に金額をつかんで予定価格に売上本数とかを反映させて入札に臨むべきだと思うし、それをもとに設置場所ごとに、ここは入札にするべきかどうかということを考えて、ここは入札にしてしまうと余りにも予定価格からかけ離れてしまう、競争心をあおってしまうというところであれば、また工夫してやるべきだと思うんですけども、最後に部長、その辺の見解だけお願いします。

○ 倭財政経営部長

今、森委員さんのほうから、この一般競争入札についていろいろご意見いただいたところでございます。これにつきまして、こちらも他市の状況も一回確認をさせていただいて進めさせていただきたいと思っています。現状、最初に説明させていただきましたように、歳入に係る入札で予定価格に制限を設けることはできないという地方自治法の規定もございますので、それを前提として、この一般競争入札についてどういう形がいいかというところの整理を今後かけさせていただきたいと思っています。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 石川勝彦委員

総務部の資料の6、7ページについてお尋ねいたしますが、抽せん率が100%のところと、逆に極端に低いところがあり、非常に両極端な状況にありますよね。抽せんということになりますと、いわゆる工事工程を積算するという作業を省略して、予定価格にそれなりの金額を入れることによって、最終的に同じ金額だから抽せんするわけですが、100%というのは非常に問題が大きいと思うんですよね。本来ならば技術者が積算していく、いわゆる国の定めた一つの厚い本をもとにして工事の内容について見積もっていくという、この積み重ねが本来あるべきところなのに、抽せん率が100%、あるいは100%に近いというような状況については、かなり問題があると思うんですね。企業側からいうと、何もなくていいから楽ですわということですね。ばっと数字を出して、あとは抽せん当たるか当たらないか、宝くじよりは当たる確率高いんですよと、こういうような声が聞こえてきます。

こういう数字の中で工事が具体的に進められて、最終的に検査ということになりますが、検査の中でずさんな工事というのはないといえ言えますけれども、過程からいってそういう問題が当然起こり得る。企業としては信用というものがありますので、信用を保っていくためには何とかベストを尽くすということがあるでしょう。しかし、見積もる段階で余り労せずして仕事をとれたということで、楽々と仕事が完了するということで、検査をした結果云々ということになりますが、この辺の流れの中で問題は結構あるんじゃないかなと思うんです。その辺のところ、平成25年度の建設工事、工種別入札結果について、特

に目立った抽せん率の高いところについて、それぞれ考えておられるところをお尋ねしたいと思います。

○ 森調達契約課長

まさに委員がおっしゃられるように、この抽せんによる落札が多くなっておるというところが課題であるという認識は従前から持っておりまして、昨年もいろいろと所管事務調査の場でも議論をいただき、業界や一般市民の方との検討会も重ねてきましたが、なかなか抜本的な対策がとれていないということで現状に至っているところでございます。

なぜこういう抽せんが多くなっておるかというところで少し検証してみますと、例えば土木一式舗装工事というところが抽せんが多くなっているんですが、この工種につきまして、いろんな業者さんの話とか、国、県等の話とかも総合して類推しますと、土木舗装工事の設計については、それぞれの労務単価であったり、それぞれの単価が全て国、県なりで公表をされております。さらに、設計の方式も公表されております。ですので、言葉は悪いですが、足し引き掛け算ができれば積算ができてしまう。市の積算どおりの積算ができてしまうというところがございます。さらに、最低制限価格というのが資料の1ページに、これは土木一式工事の場合の式ですけれども、公式が例えば直接工事費掛ける0.95といった形で公表されております。そういったことから、公表されておる全ての数値、公式によりまして最低制限価格の類推が容易にできてしまうというところがございます。

一方、建築一式工事、または特殊な機械器具であったりとかそういった工事につきましては、国、県等で統一的に決められていない単価がままありまして、それについてはいろんな業者さんからの見積もりをとったり、別途、積算をして設計をしている部分があるということで、そういった公開されていない部分があるものですから、最低制限価格の類推が難しくなっておるとい実態があると考えております。

もう一点の問題としては、現状、企業さんの数と行政から発注される工事の数のバランスがとれていないという中で、業者さんから見れば最低制限価格で入札をしないと落札ができないという実態がございます。こういった実態の中で、業者さんにおいてはやむを得ず最低制限価格を類推して入札しているという実態があるところでございます。

そういった中で、私どもとして心配しているのは、工事品質が保てるのかというところでございます。そのため、これまで最低制限価格の底上げを図り、最低制限価格でも品質が保てるであろうというところを国等の動きを見きわめながら底上げを図ってきたところ

でございます。さらに、そういった工事工程管理、検査等はしっかりとやっていかなくてはならないというふうに認識はしておるところでございます。

○ 石田検査監

土木舗装につきましても公表の部分は非常に多うございます。当然、業者さんのほうもそういった部分できちっと勉強されて積算に臨んでいただいています。ただ、土木とか舗装につきましては、そういったソフトも出回っておりますもので、業者さんはそういったものも使われて適正な積算をされてきているというところではあります。

石川委員がおっしゃっていただきました品質という部分につきましては、私ども検査をする部分で、以前、森委員さんからも不適格業者というところでお話いただきました。そういった部分に十分に注意しながら、品質が良好なものを受けとっていくんだという検査については努めさせていただいております。

○ 石川勝彦委員

それぞれご答弁いただきましたが、最初に言われたように抜本的な対策がとれていないというところですが、今、勉強して積算しているということで最低制限価格がぴたっと合うと、こういうような形で100%ということですね。業者の立場からいけば、いわゆる実行予算をしっかりと組んでという、この組んでというところにもう一つ力が入っていないとか、与えられた数字に合わせていけばこの数字が出たんだと。これで大丈夫なのかなという精査なしに入札しておるといような結果が、こういう形になるのかなと思うんですね。

しっかりしていかなくてはならないという調達契約課長の言われた言葉の延長線をたどっていくと、どういうことが期待できるのか。抜本的な対策がとれていないということは、いわゆる可能性としてどういう可能性があるのか。この辺のところを積極的にしっかりやらないと、極端なことを言うと、入札の不調も今後たくさん出てくる可能性があるし、あるいは不調まではいかないけれども、少数の業者に集中するというところで、本市として望ましい結果が出ないということもあり得ますよね。

だから、そういう悪循環、いわゆる悪いことの連鎖がこういうところから始まるようなことでは、今後、もろもろの公共施設に対するアセットマネジメントの問題もありますが、この辺にかかわっていく中で、当然、入札という問題が出てまいります。この辺

のところから考えると、課題を秘めたような答弁ばかりしていただいておりますけれども、しっかりやっていかなくちゃならない。あるいは抜本的な対策が取れていないという、この辺のシミュレーションをどのように考えておられるのか、再度お尋ねしたいと思います。

○ 森調達契約課長

抜本的な対策がとれていないというのが本当に正直なところで、継続的に随時対応していかざるを得ないというところなんです。まず、このくじのことは、昨年来もずっと議論があったところなんです。じゃ、どういう方法があるのかというところで、今、上がっておるのが、まず1点は総合評価方式です。これは価格だけでなくそれ以外の項目も入れるので、結果的にはくじにはならないというところなんです。こういった総合評価方式につきましても、工事内容によってはなかなかあえて評価するだけの技術提案が見込めないというところで、いたずらに入札に係る時間をとってしまう。また、業者さんにとっては、相当、入札にかかる手間といいますか努力が必要になってまいりますので、その辺の負担の問題もあって、全国的には少し考え直さざるを得ないというふうに追い込まれておるような自治体もございます。ただ、国のほうでは総合評価方式を推進しておるということで、私どものほうでもできる限り総合評価方式を拡大していきたいというふうな思いを持っているところでございます。

また、これはあまりいい方法ではないんですが、他の自治体でくじをなくす抜本的な対応としてやっておるのが、変動型の最低制限価格といたしまして、当日、誰にもわからないような形で最低制限価格をつくるという形です。例えばもう当日にその日より変動する率を掛けて最低制限価格を決めてしまう、最低制限価格自体をくじで決めると、そういった形が抜本的な対策と銘打って全国でやられております。ただ、これについては四日市では以前実施しておりまして、今のやり方よりも余計にくじっぽくなってしまおうといいますが、問題が多いということで、現状の公契連モデルという最低制限価格の公式に変えてきた経緯がございますので、今さらもとへ戻すというのはいかかなものかということで、昨年の議論の中で、極めて消極的に継続審議という形に落ち着いたところでございまして、そういう意味では、なかなか抜本的な打つ手がないものですから、引き続き研究しながらやっていかざるを得ないというところでございます。

一方で、過当競争からのくじというところなんです。委員がおっしゃったように不調という問題もある。実際、四日市ではまだそうはないんですが、周りの自治体では出て

きております。これは、若い方々の建設業からの離職率がふえてきておりまして、なかなか現場で働く方がいない。下請業者さんが減ってきている。さらには東日本大震災の影響で大手業者さんがあちらへ行かれて、その後、東京オリンピックやリニア新幹線も控えているため、技術者を守りに入っておる、それに備えておるというところで、小規模な数千万円単位の工事についてはなかなか技術者をとられることを懸念しまして参加をしていないという実態が少しずつあらわれてきております。そういったところも我々としては注視しながら対策を考えていかなければならないということで、申しわけございません、答えになっていないんですが、引き続き継続的に研究しながらやっていかざるを得ないというところでございます。

○ 石川勝彦委員

今、ちょっと触れられたと思いますが、不調というのは全国的な傾向で、各自治体が大変困っておるとするのが実態ですよね。本市の場合はまだ不調は少ないと言われたけれども、今後どんどんふえてくる可能性があります。大きい工事になってくると余計に不調で、半年、1年先送りして、もう自治体が諦めるというようなことになってくる。結局、スーパーゼネコンもゼネコンも手を出さないというようなことになってまいりますと、だんだんとこの波は本市のほうにも例外なく寄ってくるのではないかなと思いますね。

10年、15年、20年前ぐらいは、入札に対して積算することに、規模の大小によっても違いますけれども、業者は少なくとも2週間から一月はかけておったんですよね。ところが、今はもう2日か3日で1人、2人が残業して数字を出せば、もうそれでよしと。しっかりと数字が提示されておりますから、それに乗れば100%に向かっていく。くじの引ける権利がとれるわけですよ。

だから、こういう悪循環のような状況をどこかで断ち切らないと、これから本市のもろもろの公共施設のリニューアル等への対応にあたっては、全国の傾向であるような不調というものも考えられるわけですよ。総合評価方式でも、評価基準というものをしっかりどこまで持っておるかという、いわゆる精査をどうしていくかという、行政マンのプロとしての役割がここで試されるわけですよ。だから、その辺まで持って行って初めて抽せん率の問題も改善できるんじゃないかと思うんですよね。だから、その辺に向けての努力がなされていなかったら、いつまでたっても抜本的な対策は講じることはできないですよ。しっかりやっていかなくちやならんというようなことを言われたけれども、た

と言うだけで、今後に向けて具体的な方向転換ができるか、いい方向へ行くかということになると、期待できないんですよね。いかがですか。

○ 森調達契約課長

まず、業者さんが簡単にずっと積算するというご意見もあるんですが、やっぱり最低制限価格を類推するに当たっても、そう簡単に出るものではございませんので、しっかり勉強はしていただいております。ただ、いろんなソフトが販売されております。話によれば、最低制限価格を計算するようなソフトも出回っておるといふ実態もあります。

それから、委員がおっしゃったように、総合評価方式なんかが特にそうなんですが、評価基準を明確にして、さらにはそういった評価をしなければいけないので、職員もその辺のスキルアップというのは十分大切になってまいりますので、そういうふうには心がけていきたいと。今後、そういう形に向けて努力をしていくという形でご理解をいただきたいと思っております。

○ 秦総務部長

今、ご指摘いただいた部分につきましては、従来から本当に懸案課題として取り組んできたところでございます。調達契約課長も申し上げましたけれども、やはり業者さんも一生懸命積算をし、入札に参加していただいているわけでございますので、今、広まっている最低制限価格をくじで決めるというようなことについては、その積算努力を無にいたしますので、適当な方法ではないだろうというふうに思っております。

そんな中で、総合評価方式は、技術提案を求められる部分について可能な限り広げるといふのも、これは一つの方法でございましょうし、積算のその根拠の中で、今回もその最低制限価格の範囲を変更して、若干これで下げている部分はございますけれども、そういった可能中での工夫ということを今後もできる限り行っていきたいと考えております。

○ 石川勝彦委員

今後の入札制度の公平性といいますか、この辺のことについてしっかりと取り組んでいただけるように。先ほどから調達契約課長も何度も何度も同じことを言われますが、一歩も前へ進んでいないし、今の部長のお話も何となくぼかした形で何ら答えになっていないですね。大事な問題ですから、もっと真剣に答えていただかなくちゃいかんと思うんです

よ。いつまでやっておっても同じですので、私やめますけれども、次はびっくりするような、目からうろこが落ちるような入札制度のあり方について、できるだけ早くお示しいただきたいと思います。

○ 毛利彰男委員長

時間も1時間過ぎましたので休憩に入ります。午前11時20分から再開ということでお願いいたします。

11:11 休憩

11:20 再開

○ 毛利彰男委員長

休憩前に引き続き、総務常任委員会を再開します。

○ 中村久雄委員

大分、石川委員の質問でわかったところもあるんですけど、ちょっと勉強不足で教えてほしいんですけど、総務部の資料の8ページの技術評価点と技術力。この評価点の違いがちょっとイメージできないんですけど。

○ 森調達契約課長

まず、8ページでまいりますと、技術評価点というのは、その右側の企業要件等と技術力の合計点になります。企業要件等と技術力の点数があると思いますが、その合計点になります。例えば、一番上段の角田建設ですと、18.0と4.4を足した22.4というのが技術評価点ということになるんですが、ページをさかのぼっていただいて、2ページのほうになります。これがいわゆる技術評価点全体の点数表なんですけれども、その中で一番下のところに技術力というのが5段あると思いますが、これが技術力に当たるものです。それから上のものが先ほどの表でいう企業要件等に当たるわけなんです。この中には例えば市内で工事实績があるものとか、企業要件として過去の工事实績であったり、優良工事表彰、その他地域・社会貢献度で障害者雇用であるとか、こういったものがそれぞれ配点

されておりまして、それを足したものがそれぞれの評価点になるという形でございます。

○ 中村久雄委員

企業要件等の等の中に2ページの技術者要件というのが入っているわけですね。こっちは技術者要件になっているし、こっちは技術評価点になっているしと不思議に思ったのですが、わかりました。

その合計で総合評価ができてくるというところで、それで、もう一つ、あと一点、この新労務単価の適用及び特例措置というところで、労務単価が上がったというところなんですけれども、軽作業員の単価というのは、例えば5ページの工事委託のほうの単価とは、これはイコールじゃないんですよね。ここの落札率が低くなっている工事委託も、除草等も低くなっているのは、この単価はイコールではない。この単価にはならないというふうに考えていいんですね。

○ 森調達契約課長

積算の5ページに表示いたしました工事委託の単価契約なり、工事委託の除草工というのは、いわゆる工事の設計をやっておると。つまりは、3ページの労務単価を活用しております。例えば軽作業員というのが設計するときに必要なであれば、設計の中では対応しております。ただ、しかしながら、その工事委託につきましては、一部は別なんですけど、最低制限価格がございません。という形で、過当競争という言葉がいいかどうかわかりませんが、競争によって落札率が下がっておるといふ形も見られるところです。

○ 中村久雄委員

3番と4番は最低制限価格がないということですね。

○ 森調達契約課長

3番につきましては、一部は最低制限価格がございますが、おおむねございません。それから、除草については最低制限価格はございません。

○ 中村久雄委員

そういうところで低く抑えられていると。各委託先で除草等に当たる方が軽作業員の労

務単価になっているかどうかはちょっとわからないというところで理解していいですね。

○ 森調達契約課長

軽作業員というものに当たっておるかどうかはこの時点でわかりませんが、この新労務単価を活用しておるといことはしております。

○ 中村久雄委員

わかりました。

あと、石川委員の質問の中で、総合評価方式を広めていきたいと、抽せん率が100%となるのは好ましく思っていないというところで、最低制限価格を変更する方法がもう一つあると。ただ、それは四日市で前にやっておったというので、それはなじまないだろうというところがあったんですけれども、四日市でやっておったやつは横須賀方式と呼ばれるやつですよ。今、全国的に広まっているやつはちょっとそれとは違うんじゃないかという理解をしておるんですけれども、今まで四日市がやっておった最低制限価格をさわるというやり方は、どんどん下を向いて最低制限価格が計算されているような方式やったと思うんですけど、だから、今、全国的に広まっているやつとはちょっと違うのかなという理解なんですけど。

○ 森調達契約課長

横須賀方式ということですが、横須賀もどんどんやり方を変えていっているものですから、どのことなのかちょっと把握できていないんですが、ただ、言われるように、変動型の最低制限価格もいろいろございまして、底なし沼のようにどんどん下がっていってしまうものもありますが、四日市では、そういったデメリットを踏まえて、幅を前提で決めておいてその幅の中で動かすという形をやっておりました。四日市の場合ですと、以前はたしか小数点2位と小数点1位と整数の1位だけを幅を決めておいて、その中で連動させるという形のくじをやっておりましたが、そういう形で下がり過ぎないようにする、ダンピングし過ぎないようにするという方策がとられておるのが多いのは多いです。

各自治体で違うのは変動のやり方です。率をくじで引くところもあれば、奈良県内の自治体ですと、その日の気象データ、降水率か何かを掛けるところもあつたりとか、もうこれは全国さまざまです。ですから、当日でないとなんでもわからないようにするというのが

ポイントなんですね。このために、流動的ないろんなものを掛けていく、やり方はさまざまありますが、あくまでそこは偶然性でやっていくというところですね。

○ 中村久雄委員

そういう偶然性を求めるやり方でしたら、抽せんというのがなくなるかわかりませんが、いずれにせよ当たらずも八卦、当たるも八卦で、根本的な解決になっていないかと思うんです。根本的な解決をしようと思ったら、どこの業者が一番適しているのか、また、四日市における実績はどうなのかという部分を踏まえる総合評価方式にみんななればいいんですけども、おっしゃったように、業者さんの手間もかかる、まずそれにそぐわない工事もあるというところは理解しました。

でも、広げたいということで、今回も1億円から5000万円以上変わったところですけども、実際、来年、再来年、いつになるかわかりませんが、目標としてどのぐらいまでやったら拡大できるやろうと。5000万円が3000万円になってもいけるやろうとか、そういう見通しや目標というのはお持ちでしょうか。

○ 森調達契約課長

若干私見も入りますが、かなり限界を感じています。というのは、国等が進めておる総合評価方式の中では、確かにこういった技術提案になじまない、そこまでの内容ではないというものについて、簡易評価型といいまして、企業の持っている企業体力だけで評価をしていくという方法があるんですが、基礎自治体である市レベルでそれをやってしまいますと、もう市内の一部の業者さんだけに固定されてしまうという実態がございます。今の入札制度は、地域経済の活性化とか中小企業を育成していくという部分も一部担っておりますので、そういうことを踏まえると、一定の業者さんだけに偏ってしまうというのは問題があると考えますので、そういった簡易型の総合評価方式というのはなかなかなじみづらいという課題があります。評価項目をこれから研究して行って、拡大をしなくてはならないという思いではおるんですが、現状では難しいということです。

一般的な総合評価方式に関しましては、委員がおっしゃったように、やっぱりなかなか提案をしていただくだけの内容になじんでいない。例えば、今、5000万円から1億円の間では下水道の面整備が一番多いんですが、いわゆる延長が長いだけなものですから、なかなかそれに対して技術提案といっても、業者さんも限界があるんですね。また、総合評

価方式によって1、2週間入札期間も伸びますので、工事の施工開始時期も伸びていくところを総合的に考えると、なかなか難しいというところで限界を感じておるところです。

しかし、そうも言っておれませんので、こういった5000万円以上は全て総合評価方式にするとか、この下のランクで2500万以上ですとBランクというところになるんですが、そういったところで、金額だけではなくて工事内容で難しいものもたまにはありますので、そういったものから順次着手をしていくというようなことで、現状、来年度の改正に向けて協議が始まっておりますので、そこでそういった考え方をたたき台に検討を進めておるところでございます。

○ 森 康哲委員

横須賀方式ですけれども、もう少し丁寧に説明がないとちょっとわかりにくいと思うのでお聞きします。

横須賀方式を採用していただいてから、四日市にそぐわないという状態になって、一部変更して四日市方式に直して、それでもだめだから今の公契連モデルに変えたという流れがあると思うんです。その辺のところをもう少し丁寧に説明して、以前の予定価格の事後公表も含めて、四日市はこういう流れで今の入札制度にたどり着いているんだよというのを説明しないと、なかなか理解しづらいと思うんです。

私は、横須賀方式自体は決して悪い入札方式ではなかったと思うんです。ただ、四日市には合わなかったと。何で合わなかったかという、業者数がまず違う。横須賀市と比べると四日市はかなり多い。C、Dランクの業者が多かったもので、下へ下への競争が激しくなってしまった。先どまりが効かなかったと。予定価格に対しての落札額が60%、50%という案件が出てきて、これでは安全な工事の担保がとれないと、品質的にもどうかという課題が出てきて変更したという流れがあったと思うんです。そういう説明をきちっとしないと我々も判断が鈍ってくるので、丁寧に説明してほしいんですが。

○ 毛利彰男委員長

ちょっと提案ですが、この調査はきょう必ず終わらなきゃいけないということではなくて、もう一日、日程はとってあるんですよ。だから、森委員さんがご質問の入札の経緯、なぜそれが変遷されていったかという理由とその内容、このあたりをきちんと資料にして

もらって、そのあたりをもう一遍やりますか。

○ 秦総務部長

昨年度も実施していただいた所管事務調査の中では、その辺の経緯もお示しさせていただきながらご説明さしあげておりますので、その資料も使いながら再度丁寧に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 毛利彰男委員長

次回、十分それができる時間があると思いますので、今の質問については整理させていただいて、次回できちんと腹におさまるようにしましょうかね。せっかく勉強しているんだから。お願いしますわ。

じゃ、副委員長さん。

○ 伊藤嗣也副委員長

入札制度は、前々からいろいろ調査したり研究したり、自分なりにテーマとして取り組んできておる部分でございます。その中で、8ページの朝日町ポンプ場機械設備工事について少し確認をさせていただきます。

ちょっと個人的に調べた資料も使わせてもらいますが、委員長、よろしいですか。

○ 毛利彰男委員長

どうぞ。

○ 伊藤嗣也副委員長

まず、特に上水道、下水道の施設の機器、機械関係につきましては、地域住民の生活に安全と安心を与える大切な機械を運営していくという観点が必要だというふうに思っております。専門的な知識や技術、維持管理、緊急対応といった部分に実際に対応できることが、本来、やはり最低条件として必要ではないかという観点から伺いたいと思っております。

8ページのこの件でございますが、全て企業の名前が入っておりますので、あえて伏せずには申し上げます。上田新工業さんが受注されたわけですが、企業要件のところですね。私の資料でいきますと、技術評価点の明細（大項目得点）の企業要件のところは12点と非常

に他社と比べて高い点数です。この根拠として、私の資料によると、地域要件が2点、企業要件10点、技術者要件ゼロ点で12点というふうに認識しております。

ここで、つまり技術者要件、企業要件という説明は今回のこの工事は3ページの上の市内本店以外を含む発注というところに当てはまると思いますが、それでよろしいですね。それで、10点という非常に高い点数と、それから、技術者要件がゼロ点ということは、同種・類似工事实績に関してゼロ点なんです。技術力に問題ありというふうに考えるしかないと思います。ちなみに他社においては3点というところもございます。この辺をどう考えるのか。つまり企業要件の10点の根拠ですね。

1点伺いたいんですが、この中でポンプメーカーはどこで、メーカー代理店はどこですか。それから、メーカーでもメーカー代理店でもない業者を教えてください。

○ 森調達契約課長

申しわけございません。できるだけ資料の情報量を多くしたいと思いから上下水道局の分もあわせて提出をさせていただいておるんですが、上下水道局につきましては、市立四日市病院もそうなんですが、地方公営企業ですので、それぞれの事業管理者において契約を行っており、入札契約事務につきましてもそれぞれの部局で行っておりますので、申しわけございませんが、調達契約課のほうでそういった内容については掌握しておりません。

○ 伊藤嗣也副委員長

そうしたら、次回に資料として提出していただくというのはよろしいでしょうか。

○ 毛利彰男委員長

必要項目、必要資料を確認しておいてください。

○ 森調達契約課長

先ほどお伺いしたポンプメーカー等と、後ほど副委員長にお伺いをして、必要な資料を上下水道局に求めまして提出するようにいたします。

○ 伊藤嗣也副委員長

そうしましたら、この件について技術評価点の明細、大項目得点の明細の資料の提出も

あわせてお願いいたします。

それと、この入札でございますが、参加資格に関する事項のところ、市内本店業者については経営事項審査結果通知書の機械器具設置工事業の総合評定値というものを求めない、つまり経審を求めないというふうになっております。なぜ経審を求めないのか。それに対し、市外本店業者に対しては900点以上を求めておるわけです。市内の業者に仕事を出す、これはいいんです。しかし、経審を求めないとなりますと、先ほどの技術者のところがゼロ点、技術力がなくても入札できる。

もう一つ、建設業の許可に関しては特定のみで、一般は入札資格がないと。市内業者に対しては経審を求めない。特定を持っておる市外業者については900点以上を求めると、ここところがちょっと理解できません。ただし、特定以外の部分、もう少し小さい工事につきましては、市内本店業者一般も可という部分につきましては、市外本店業者は特定のみというのが内部水源地送水ポンプ場の関係、更新工事ではそのようなことになっております。これは平成25年9月入札でございますが。

そういうように、これはなぜ経審がなくてもいいのかということも理解をしかねます。その辺もわからなければ、次回の資料で結構ですが、なぜそういう形になるのでしょうか。

○ 森調達契約課長

基本的には次回までに整理をさせていただきます。ただ、基本として発注の運用基準というのを市及び上下水道局のほうで総合的に決めておりますので、先ほどおっしゃられたような市内業者さんについて総合点を求めないというのは、中小企業でも参画をできるようにということの配慮の一環でございますが、それを総合評価の項目の中で見きわめていくというふうに行っているところですが、いずれにしても、その辺、整理をいたしまして、改めて資料を提出させていただきます。

○ 伊藤嗣也副委員長

例えば平成25年10月15日公告の日永浄化センター第4系統ポンプの設備工事というのがあります。こちらのほうにおいては、ポンプ本体を含む主要部分の機器をみずから製作した工事、つまりポンプメーカーに限るというふうにうたい込んであるんです。それと、この工事はどう違うんですかということなんです。そこもあわせて理由を示して、資料として次回示していただきたい。

要は、地域の業者に発注できるように地域要件を設けると、それはもう私も大いに理解できます。ただ、一般的な土木建築のように業者がたくさんいる分野とでは業者数が全然違うし、技術力といっても、メンテナンス、緊急対応とか、さまざまな要件が要るわけです。やはりそれを加味して本市としても入札に関する制度を考えていかないと問題が起こるのではないかと思います。

例えば他市ではどうしているかと申しますと、一例でございますが、愛知県では、製造業者と代理店契約を締結している場合、入札参加申込書を提出できるのは、製造業者または代理店のいずれか一方のみとするということです。多治見市は、大規模工事に関しましては、経審をきちっとさせておるということでございます。

それで、現在、特に上下水道局に関する今回のようなポンプ工事は、仮に市内に本店がある業者しか参画できないという環境であれば、恐らく1社しか市内には業者が存在しないことになるというのが、私の調査の結果です。ということは、公平性をどう市として担保するのかということの疑問を投げかけざるを得ない。言いかえれば、地域重視は結構ですが、機械とか特殊なこのような装置に関しては、やはり別途検討していただく必要があるというふうに考えます。したがって、そのようなことも十分検討していただいて、次回で結構でございますがお示しいただきたい。それを想定しておってこのような入札結果になったわけですね。朝日町と水沢東部の2件とも同じ業者が落札しておると。結果的にそうなっちゃうんですね、四日市においては。

特定を持っておって、機械器具を持っておる特定の業者というのは四日市に何社ありますか。それだけでもお答えいただけませんか。

○ 森調達契約課長

機械器具設置工事の登録の市内業者さんで、特定建設業の許可を持ってみえるのは5社です。

○ 伊藤嗣也副委員長

いろんな機械器具があると思いますので、このような上下水道局に関する工事が施工できる業者は、その中でも絞られてくると思います。特に今回落札された業者さんは、官公事業というのを得意とする業者さんというふうに理解いたしております。当初申し上げました、専門的知識、技術、維持管理、緊急対応といった市民の安全にかかわる部分をやは

り重視していただきまして、入札制度をベストな状態に持って行っていただくようお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○ 毛利彰男委員長

この際、次回もあるということで、疑問に思っている点とか、言い足りなかった部分で資料請求等ございましたら、委員の皆さんから出してください。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

それでは、この入札制度についての本日の調査研究は終わりたいと思います。

11：48 休憩

12：06 再開

○ 毛利彰男委員長

総務常任委員会を再開します。

部長さんのほうから、この人権施策推進懇話会の説明の必要性をお話してください。

○ 秦総務部長

お時間のないところ恐縮でございます。人権施策推進懇話会についてご報告ということでございますが、これにつきましては、以前、市議会の中で各種審議会・委員会への参画の見直しをしていただいた中で、参画を取りやめるというご決定をいただいております。ただし、人権については市の施策全般の底流を流れるものでございますので、各常任委員会全てに説明をせよというご指示をいただきました。

それに伴って、今回は若干時間はたっておりますが、8月30日に実施をいたしました人権施策推進懇話会について、まず、この総務常任委員会でご報告をさせていただくものでございます。よろしくお願い申し上げます。説明についてはごく簡潔にさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○ 渡辺人権・同和政策課長

人権・同和政策課長の渡辺でございます。どうぞよろしく申し上げます。

お時間の関係もでございますので、申しわけございませんが、簡潔に説明をさせていただきます。お手元の資料、表紙をめくっていただきまして、平成25年度第1回人権施策推進懇話会の開催についてということで、概要の資料をつくらせていただいております。

この人権施策推進懇話会といいますのは、社会情勢の変化等に的確に応えるため、よっかいち人権施策推進プランの定期的、継続的な点検や見直しを行いまして、さらには推進効果を評価する機能をあわせ持つ、そういう組織ということで位置づけをしております。さきの8月22日に本年度1回目の懇話会を開催いたしました。委員8名中、お一人欠席ということで開催をさせていただいたということでございます。

その概要の説明の真ん中のところでございますが、このプランと申しますのが、大きな体系としましては、5本の大きな柱がございまして、その中に11本の方向性が示してございます。実際の事業としては176事業ということでございまして、お手元の資料、たくさんございますが、この表の中の事業がその176事業ということでございます。総務常任委員会の所管におきましては、そのうち48事業が該当するということでございます。

委員の主な意見としましては、成果を見きわめるために具体的な事例や数字、こういうものがあると理解しやすいのではないかと、そういうことに代表されるような、お手元の資料に記載のとおりご意見を多数頂戴したところでございます。

この1回目の懇話会の開催を受けまして、一番下段でございまして、今後の予定といたしましては、そこで頂戴した意見も踏まえまして、外部評価ということでございますので、次回の懇話会でその内容について議論を深めていこうということで、今、計画をしているところでございます。

資料につきましては、たくさんございます。詳細な部分、あるいはプランが当然ございますが、その一つ一つの事務局の詳細な部分、あとは余りにも詳細過ぎますので项目的なまとめということで、懇話会から従前からそういうふうな要望を頂戴しておりましたので、そういうふうなものをまとめた上でご議論いただいたという経過でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

ご説明は以上のとおりでございます。

この際、どうしても質問したいということがございましたらお願いします。なければ聞き置く程度で終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

それでは、詳細なご説明をいただいたということで、ありがとうございました。

その他、確認事項でございます。3点ございますが、まず一つは、この前行われました議会報告会、シティ・ミーティングの市民からの意見についてのまとめ、小さいA4の紙でございます。それと、A3の紙で、議会運営委員会のほうに提出する意見のまとめでございます。事務局のほうから簡単に説明ください。

○ 寺本議会事務局主事

事務局の寺本でございます。

お手元にA3の資料とA4の資料ございますが、A4のほうは、先ほどご説明ございましたように、先般の議会報告会、シティ・ミーティングの質疑、意見の内容とそれに対する答弁を要約してまとめたものでございます。A3のほうは、その中から意見として出たものをピックアップさせていただいて、質問者、意見内容、その検討結果の案を正副委員長と相談させていただいてつくらせていただいたものでございます。

1番から7番まで意見ございますけれども、3番から7番につきましては、それぞれ意見ということで、それぞれの所管部局に意見として伝えたらどうかというような対応でございます。1番と2番だけ、その他の意見ということで詳しく説明をさせていただきます。

まず、1番でございますが、これは毎回あるような意見ではあるんですけども、河川の関係ですね。県所管の河川についての対応をお願いしたい、しゅんせつをお願いしたいというような意見でございます。前回も同じような意見がございましたけれども、市に対する意見ではないということで、都市・環境常任委員会のほうに参考として意見を伝えさせていただくというような形での対応でどうかということでございます。

そして、2番の意見でございますが、こちらは笹川団地や高花平団地において調整池がないということで、それに対する必要性でありますとか、下流地域への影響についての考え方、市としてはどう思っているのかということのご意見でございます。これについて

は議会報告会の場でも調べて回答させていただくというような回答をしていただいておりますので、対応といたしましては、担当の都市整備部に確認して質問者に回答をします。また、確かに防災対策に関する意見ではあるんですが、調整池ということでありますと都市・環境常任委員会の所管でございますので、都市・環境常任委員会にもこの意見と回答をあわせて伝えるということではいかがかとございます。

現在、この回答につきましては、都市整備部に確認を行っているところではございますが、正式には議運のほうでこの取り扱いが確認された後に総務常務委員長さんのお名前で質問者の方には回答させていただくというような形で進めさせていただいてはどうかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

説明は以上のおりでございます。

この取り扱いでよろしいでしょうか。了承を得られたというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございます。

それでは、この形で議会運営委員会に報告をさせていただきます。

それから、2点目。次回、1月7日にあさけプラザで開催するシティ・ミーティングのテーマについてお決めいただきたいと思っております。正副案では防災対策についてでいかがかなというふうに思っていますが、ほかにございましたらご提案をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

○ 毛利彰男委員長

一任という声をいただきました。

じゃ、防災対策についてということでお願いします。

三つ目でございますが、次回、先ほど申し上げましたように、11月19日午前10時より総務常任委員会を開催させていただきます。テーマはきょうの入札制度の続きと、それから、アセットマネジメントについての質問があればいただきたいと思います。それと、消防本部より協議会開催の要請も来ております。中身は何やったっけ。

○ 寺本議会事務局主事

消防力の適正配置の関係で報告をさせていただきたいということです。

○ 毛利彰男委員長

消防力の適正配置についての協議会でございます。

ということで全て終わりましたが、何かございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 毛利彰男委員長

なければこれで終わりたいと思います。昼休みにかかりまして申しわけありませんでした。ありがとうございました。

12 : 15 閉議